

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月11日
【四半期会計期間】	第34期第1四半期（自平成26年3月1日至平成26年5月31日）
【会社名】	株式会社ファミリーマート
【英訳名】	FamilyMart Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中山 勇
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6600（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務本部長 小松崎 行彦
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6600（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務本部長 小松崎 行彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第1四半期連結 累計期間	第34期 第1四半期連結 累計期間	第33期
会計期間	自平成25年3月1日 至平成25年5月31日	自平成26年3月1日 至平成26年5月31日	自平成25年3月1日 至平成26年2月28日
営業総収入 (百万円)	82,328	88,664	345,603
経常利益 (百万円)	10,939	9,590	47,315
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,534	14,016	22,611
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7,943	13,513	29,546
純資産額 (百万円)	250,616	273,302	265,458
総資産額 (百万円)	544,954	676,864	588,136
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	58.31	147.66	238.19
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.2	38.8	43.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業総収入には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

(海外事業)

中国において無錫福満家便利店有限公司に対し設立出資を行い、関連会社としております。また、韓国において現地パートナー企業との提携関係の解消及び保有する全株式の売却により、BGFretail Co.,Ltd.は関連会社から除外しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は以下のとおりであります。

エリアフランチャイズに関する契約

契約会社名	株式会社ファミリーマート(当社)
相手方の名称	FamilyMart Vietnam Co.,Ltd.(ベトナム社会主義共和国法人)
契約日	2014年5月7日
契約名	「エリアフランチャイズ契約」
契約の内容	ベトナム社会主義共和国におけるコンビニエンスストア「ファミリーマート」の直営店及びフランチャイズ店の営業の許諾。
契約期間	2014年5月7日から向こう10年間
契約の条件	ロイヤリティー 全売上高の一定料率

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間(平成26年3月1日~同年5月31日)におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う3月の駆け込み需要により、耐久財を中心とする実質消費支出が一時的に増加したものの、4月以降は、増税後の実質所得減少に対する懸念から、消費マインドは低下傾向にあり、小売業界におきましては依然として厳しい環境が続いております。

このような状況において、平成26年度は、「本気で勝ちに行く挑戦者 ファミリーマート」を掲げ、当社の将来収益に大きく貢献する新店への積極投資や売場再構築のための既存店への什器投資による“店舗与件の優位性”、商品の質を高めるとともに品揃えを拡充する“優れた商品”、店舗運営の基本である“SQC(サービス・クオリティ・クリンネス)”の3つに注力しております。

当第1四半期連結会計期間末の国内店舗数は10,703店(国内エリアフランチャイザー4社計778店を含む)となりました。また、海外エリアフランチャイザーでは、台湾、タイ、中国、アメリカ、ベトナム、インドネシア及びフィリピンにおいて5,266店となり、国内外合わせた全店舗数は15,969店となりました。なお、海外事業の再編に伴い、韓国ではパートナー企業との提携関係を解消し、保有する全株式の売却による特別利益を計上しております。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、営業総収入は886億6千4百万円(前年同期比7.7%増)、営業利益は90億2千万円(同11.3%減)、経常利益は95億9千万円(同12.3%減)、四半期純利益は140億1千6百万円(同153.2%増)となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

国内事業

国内のコンビニエンスストア事業におきましては、開発面では、駅ナカ売店などニューマーケットへの出店を加速したほか、ドラッグストア・調剤薬局やスーパーマーケットなど幅広い業態との出店を推進しました。平成26年4月には、株式会社第一興商と包括提携契約を締結し、コンビニエンスストアの利便性とカラオケボックスのエンターテインメント性を一体化した「ファミリーマート+カラオケDAM蒲田南口駅前店」を開店、また、同年5月には、全国農業協同組合連合会と包括提携契約を締結し、JAグループの食品スーパーマーケットであるAコープと「ファミリーマート+Aコープいよ店」を開店するなど、第1四半期としては過去最高を更新する出店数を記録しました。

商品面では、中食商品をはじめとするオリジナル商品の開発と品質の向上に努め、より幅広い客層にご利用いただけるように、ワンランク上の本格メニュー「ファミプレミアムシリーズ」やプライベートブランド「FamilyMart collection」のラインナップを拡充しております。また、重点カテゴリーであるFF(ファスト・フード)では、「FAMIMA CAFÉ」からブレンドコーヒーとアイスコーヒーのSサイズを税込100円で販売したことなどが奏功し、同カテゴリーの日商は好調に推移しております。

運営面では、引き続き「機能数マネジメント」に基づいた売場作りを推進して、集客と売上の向上に取り組んでおります。また、一般的な接客サービスにとどまらず、対面販売を生かし、お客さま一人一人とのつながりを大切に「高質接客」でクオリティにおける業界No.1を実現するため、独自の育成システムである「SST(ストアスタッフトータルシステム)」によるストアスタッフの戦力化を継続して進めております。

プロモーション面では、「2014 FIFAワールドカップブラジル」の開催に合わせて、サッカー日本代表のサポーターカンパニーとして、平成26年5月から「夢を力に2014!!がんばれ!サッカー日本代表応援キャンペーン」を展開したほか、全国約10万人を超えるストアスタッフがレプリカユニフォームを着用し、全店を挙げて日本代表を応援しております。さらに、「WE ARE SUPPORTERSプロジェクト」の一環として、3万人を超えるサポーターの応援写真9,390枚を使ったオリジナル動画を作成し、「オンライン・モンタージュ」としてギネス世界記録に認定されるなど、話題性の高いコンテンツを提供いたしました。

サービス面では、株式会社ジェーシービーとの間で、平成26年6月からポストペイ型電子マネー「QUICPay(クイックペイ)」を導入することで合意し、「iD」「楽天Edy」などの各種電子マネーを含め、決済サービスは合計12種類に拡大しております。さらに、株式会社ゆうちょ銀行との間で、首都圏、関西圏のファミリーマート店舗約500店に「ゆうちょATM」を設置することで合意するなど、利便性のさらなる向上に努めております。

国内のその他の事業におきましては、清涼飲料水を製造・販売する株式会社クリアウォーター津南では、“軟水”の「FamilyMart collection 津南の天然水」を平成26年5月に発売いたしました。株式会社クリーン・アクア・ピバレッジの“硬水”「FamilyMart collection 霧島の天然水」と合わせ、2つの異なる水質のミネラルウォーターの展開により、売場の充実を図っております。また、株式会社EVENTIFYでは、平成26年4月から吉本興業株式会社主催の公演を取り扱う日本最大級のお笑いチケットサイト「チケットよしもと」の発券サービスを全国で開始しております。

これらの結果、国内事業の営業総収入は783億4百万円(前年同期比7.2%増)、セグメント利益(四半期純利益)は37億2百万円(同21.6%減)となりました。

海外事業

海外事業におきましては、現地のパートナー企業と共同出資して自ら経営に参画する合弁方式を基本フォーマットとし、合弁会社からの取込利益と配当収入の最大化を図るとともに、ライセンス供与に伴うノウハウ提供や支援を通じたロイヤリティ収入の安定的な確保に努めております。

台湾では、イートインコーナーを設置した中食強化型店舗の拡大を推進するとともに、マーケットの変化に対応したB&S(ビルド&スクラップ)を適宜実施し、高質店舗網の構築に取り組んでおります。また、FFや「FamilyMart collection」などの商品開発を推進することで、収益力の向上と品揃えの差別化を図っております。

タイでは、同国国内におけるデモ等情勢不安により、売上の減少が都市部などで生じました。このような状況の中で、客数改善を第一としたSQCを中心とする現場運営力の向上、現地のパートナー企業であるタイの小売最大手Central Retail Corporation Limitedとのシナジーによる原材料調達や商品開発の強化などに継続的に取り組んでおります。また、プーケット、サムイなど、高日商が見込める南部観光地への出店を伸長させております。

中国では、積極的な出店による店舗数の拡大や、弁当・総菜などの中食商品の好調な推移などにより売上高が伸長いたしました。さらに、直営方式からFC方式への転換を推し進めた結果、収益性は大幅に改善しております。開発面では、各地域の収益基盤の確立状況を見据えながら出店を加速し、新たな進出都市として、上海、広州など既存地域の周辺都市のほかに、北京など華北地域についても出店を計画しております。

これらの結果、海外事業の営業総収入は103億5千9百万円(前年同期比11.5%増)、セグメント利益(四半期純利益)は韓国株式売却等により、103億1千4百万円(同1,167.0%増)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の連結子会社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、フランチャイズ方式によるコンビニエンスストアの展開を主な事業内容とし、コンビニエンスストア事業に関連するその他のサービス等の事業活動を展開しております。株主・加盟店・取引先・従業員、そして地域社会等のステークホルダーと相互にプラスの関係を築きながら、共に成長し発展するという当社の基本姿勢である「共同成長（CO-GROWING）」の考え方にに基づき、加盟店と当社の継続的な収益向上を目指しています。

当社の経営に当たっては、フランチャイズビジネスに関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外のステークホルダーとの間に築かれた取引関係等への十分な理解が不可欠です。これらは当社が創業以来培ってきた財産であり、当社の事業はこの財産にその源を有しております。

したがって、株主を含むステークホルダーとの間で成立している上記の財産に基づく当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そして、買収の目的やその後の経営方針等が、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのある者、当社株主に株式の売却を事実上強制するおそれがある者、当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を十分に与えることのない者、当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要な情報を十分に提供することのない者、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である者、当社企業価値の維持・増大に必要なステークホルダーとの関係を破壊するおそれのある者等が、当社株式の大規模買付や買付提案を行う場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守る必要があると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

1) 経営の基本方針

当社では、「ファミリーマート基本理念」を掲げ、『私たちファミリーマートは、ホスピタリティあふれる行動を通じて、お客さまに「気軽にこころの豊かさ」を提案し、快適で楽しさあふれる生活に貢献します。』と定めております。あわせて、社員・加盟店が共通の価値観をもって行動するための指針「ファミマシップ」を制定しております。

私たちファミリーマートは、「あなたと、コンビに、ファミリーマート」のスローガンのもと、この基本理念の実現を目指すとともに、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

2) 中長期的な経営戦略

当社は、クオリティにおける業界のリーディングカンパニーを目指し、個店競争力の強化、商品力の強化、高質店舗網の構築に積極的に取り組むとともに、日本発祥のコンビニエンスストアとして、国内で磨き上げたファミリーマート・クオリティを海外に広げ、成長潜在力のあるアジアを中心に、現地の強力なパートナーとともに、海外での店舗展開を進めてまいります。

また、次に記載の「剰余金の配当等の決定に関する方針」のとおり、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。

（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に連結業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針とし、当面、連結配当性向40%を目処に取り組んでまいります。なお、自己株式取得は、機動的な資本政策遂行のため、必要に応じて適宜実施する予定です。内部留保につきましては、財務体質の強化と、新規出店、既存店舗のリニューアル及び新規分野への戦略投資に充当し、経営の強化を図り、業績の一層の向上に努めてまいります。

今後も、ホスピタリティあふれる店づくりを通じて、お客さまから積極的な支持を得ることを目指す「ファミリーマートらしさ推進活動」の取組みを継続してまいります。また、商品開発、サービス、オペレーション、店舗開発、環境・CSRなどの全ての活動を推進し、社会インフラとしての基盤を固め、地域社会に貢献するとともに、売上・利益の向上及び企業価値の向上に取り組んでまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるの考えに基づき、次に記載の内部統制システムを構築・運用しております。

(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要)

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、原則、毎月1回開催し、代表取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるものとし、また、当社では、監査機能を強化するため、監査役監査の実効性を確保するための措置を講ずるものとし、監査役は会計監査人の独立性が保たれているか否かを監査するものとします。

倫理・法令遵守に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的な倫理・法令遵守の周知活動を行うため専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」による定期的な倫理・法令の遵守状況の監査を行うものとします。

当社は、倫理・法令遵守に関する「基本方針」等を制定し、食品衛生法等の主要な法令に対応する規程を整備するものとします。また、加盟者が遵守すべき倫理・法令につき各種のマニュアルを整備し、関係部門を通じ加盟者への周知・徹底をはかるものとします。

「内部情報提供制度」を設け、社内外に情報提供の窓口(ホットライン)を設置し、倫理・法令遵守の違反行為を是正し、また、未然に防止する体制を推進するものとします。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が直面する可能性のあるリスクの管理を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的なリスク管理の推進、徹底活動を行うため専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」は、各部門におけるリスク管理の状況につき定期的な監査を行うものとします。

当社の各部門が直面する可能性のあるリスクを評価・分類した「リスクマップ」を作成し、重点的に対処すべきリスクを抽出し、当該リスクの影響等を最小化するための体制及び方法等につき規程等を整備するものとします。

当社では、お客様の相談等を受け付ける部門を設置し、お客様からの苦情等を受け、これを経営に生かすよう努めるものとします。

当社では、大規模災害などの緊急事態が発生した場合でも、お客様に対するコンビニエンスストアとしての使命を果たすことを目的として、事業継続計画(BCP)を整備し、緊急事態への対応を行うものとします。

・財務報告の適正性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性の確保に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、財務報告の適正性を確保するため専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」は、当社における財務報告の適正性を確保する体制の状況につき定期的な監査を行うものとします。

当社は、財務報告の適正性に影響を与える主要な要因を抽出し、かかる要因による影響を最小化するための体制及び方法等につき規程等を金融商品取引法等に則り、整備するものとします。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会に上程する議案の予備的検討、業務執行の決定における諮問等を行う会議体として、代表取締役を議長とする経営検討会、経営会議、開発・営業政策会議を設置し、迅速かつ慎重な審議により業務執行の決定を行うものとし、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、業務執行の効率化をはかるものとします。また、取締役会で各取締役の業務分担を定め、さらに、職務権限及び業務決裁に関する規程を制定し、各取締役の職務権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化をはかるものとします。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営検討会、経営会議その他の重要な会議の議事録、並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類(電磁的媒体を含みます。)に記載又は記録された情報の作成、保存及び管理等について法令に適合する内容の文書取扱規程を整備するとともに、取締役、監査役その他の関係者が法令に従い上記の書類等を閲覧できる体制を整備するものとします。

・当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、子会社及び関連会社からなるグループ会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとします。また、グループ会社に対し主要な内部統制項目の体制整備について助言・指導を行うものとします。

グループ会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、グループとしての内部統制システムの整備をはかるものとします。

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、監査役会事務局を設置し、専任の従業員を置くものとし、監査役は当該従業員に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとします。
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、当該職務を行うにあたっては、監査役からの指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。
- ・ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会、経営検討会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受け、関係資料を閲覧するものとします。
取締役及び従業員は、内部監査の結果、「内部情報提供制度」の実施状況、競業取引及び自己取引等について定期的に監査役に報告するものとします。
- ・ その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク等について報告を受け、意見の交換を行い、また、「監査室」から内部監査の報告を受けるものとします。
監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、外部の専門家に調査を委託又は意見を求めることができるものとします。

上記の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその判断に係る理由

上記の取組みは、株主を含むステークホルダーとの間に成立している当社の財産を最大限に活用し、収益の維持・向上と株主への利益還元を図り、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであります。

したがって、上記の取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

研究開発活動については、当社はコンビニエンスストアのオリジナル商品の開発を常に進めておりますが、その他特記すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年7月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	97,683,133	97,683,133	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	97,683,133	97,683,133	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年3月1日～ 平成26年5月31日	-	97,683	-	16,658	-	17,056

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成26年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

（平成26年2月28日現在）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,756,700	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 94,822,400	948,224	-
単元未満株式	普通株式 104,033	-	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	97,683,133	-	-
総株主の議決権	-	948,224	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。

また、議決権の数の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

（平成26年2月28日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
(株)ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	2,756,700	-	2,756,700	2.82
計	-	2,756,700	-	2,756,700	2.82

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成26年3月1日から平成26年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年3月1日から平成26年5月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第5条第1項ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年3月1日から平成26年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年3月1日から平成26年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	95,612	128,838
加盟店貸勘定	19,325	21,954
有価証券	20,398	68,596
商品	9,752	9,319
未収入金	36,840	42,133
その他	40,586	39,136
貸倒引当金	270	169
流動資産合計	222,245	309,809
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	52,952	53,575
工具、器具及び備品(純額)	68,940	72,731
土地	17,047	16,800
その他(純額)	8,290	10,757
有形固定資産合計	147,230	153,865
無形固定資産		
のれん	8,622	8,277
その他	14,522	13,818
無形固定資産合計	23,145	22,096
投資その他の資産		
投資有価証券	41,618	32,001
敷金及び保証金	135,884	137,754
その他	20,593	23,875
貸倒引当金	2,580	2,538
投資その他の資産合計	195,515	191,092
固定資産合計	365,890	367,054
資産合計	588,136	676,864
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	85,919	147,183
加盟店借勘定	5,602	5,528
未払金	23,974	23,435
未払法人税等	8,409	11,241
預り金	85,386	94,350
その他	23,743	25,601
流動負債合計	233,035	307,340
固定負債		
リース債務	50,771	54,408
退職給付引当金	9,309	-
退職給付に係る負債	-	10,489
資産除去債務	14,494	14,729
長期預り敷金保証金	11,426	11,218
その他	3,641	5,373
固定負債合計	89,643	96,220
負債合計	322,678	403,561

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,658	16,658
資本剰余金	17,389	17,389
利益剰余金	226,224	234,699
自己株式	8,762	8,765
株主資本合計	251,509	259,982
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,221	3,278
為替換算調整勘定	1,693	204
退職給付に係る調整累計額	418	379
その他の包括利益累計額合計	3,497	2,693
少数株主持分	10,450	10,626
純資産合計	265,458	273,302
負債純資産合計	588,136	676,864

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)
営業収入		
加盟店からの収入	51,451	56,181
その他の営業収入	8,044	8,984
営業収入合計	59,495	65,166
売上高	22,833	23,497
営業総収入合計	82,328	88,664
売上原価	15,224	15,663
営業総利益	67,104	73,001
販売費及び一般管理費	56,934	63,980
営業利益	10,169	9,020
営業外収益		
受取利息	392	442
受取配当金	51	46
持分法による投資利益	265	194
その他	314	217
営業外収益合計	1,025	901
営業外費用		
支払利息	241	288
その他	14	42
営業外費用合計	255	331
経常利益	10,939	9,590
特別利益		
固定資産売却益	17	12
関係会社株式売却益	670	15,368
特別利益合計	688	15,380
特別損失		
固定資産除却損	448	482
減損損失	714	1,419
賃貸借契約解約損	322	352
その他	257	51
特別損失合計	1,743	2,306
税金等調整前四半期純利益	9,884	22,664
法人税、住民税及び事業税	4,173	12,755
法人税等調整額	112	4,484
法人税等合計	4,061	8,271
少数株主損益調整前四半期純利益	5,823	14,393
少数株主利益	288	376
四半期純利益	5,534	14,016

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,823	14,393
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	900	1,206
為替換算調整勘定	721	791
退職給付に係る調整額	15	80
持分法適用会社に対する持分相当額	513	1,374
その他の包括利益合計	2,119	879
四半期包括利益	7,943	13,513
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,253	13,338
少数株主に係る四半期包括利益	689	175

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(持分法適用の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間より、新たに設立出資を行った無錫福満家便利店有限公司を持分法適用の範囲に含めております。また、保有する全株式の売却により、BGFretail Co.,Ltd.を持分法適用の範囲から除外しております。

(会計方針の変更等)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。)が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しました。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過措置に従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上したことに伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首のその他の包括利益累計額が124百万円減少、利益剰余金が700百万円減少し、合計で純資産の額が824百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

なお、前第1四半期連結累計期間の連結包括利益計算書及び前連結会計年度の連結貸借対照表において一部の在外会社に係る未認識数理計算上の差異等については「在外会社の退職給付債務調整額」と表示していましたが、当第1四半期連結会計期間の期首より、「退職給付に係る調整額」並びに「退職給付に係る調整累計額」に含めて表示しております。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の38.01%から35.64%に変更されております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成26年2月28日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年5月31日)	
VIET NAM FAMILY CONVENIENCE STORES COMPANY LIMITED	13百万円	VIET NAM FAMILY CONVENIENCE STORES COMPANY LIMITED China CVS (Cayman Islands) Holding Corp.	302百万円 22
計	13百万円	計	324百万円

上記金額には、保証類似行為によるもの(当第1四半期連結会計期間22百万円)が含まれております。

2. 当第1四半期連結会計期間末日は金融機関休業日のため、次の第1四半期連結会計期間末日決済額が当第1四半期連結会計期間末残高に含まれております。

前連結会計年度 (平成26年2月28日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年5月31日)	
支払手形及び買掛金	- 百万円		49,720百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)
減価償却費	5,403百万円	6,934百万円
のれん償却額	143	190

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年4月16日 取締役会	普通株式	5,126	54.00	平成25年2月28日	平成25年5月2日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年4月18日 取締役会	普通株式	4,841	51.00	平成26年2月28日	平成26年5月8日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)1
	国内事業	海外事業	計		
営業総収入					
外部顧客に対する 営業総収入	73,038	9,290	82,328	-	82,328
セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高	-	-	-	-	-
計	73,038	9,290	82,328	-	82,328
セグメント利益	4,720	814	5,534	-	5,534

(注)1.セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と一致しております。
2.「海外事業」は、台湾、アメリカ、韓国、タイ、中国等の事業活動を含んでおります。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)
報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)1
	国内事業	海外事業	計		
営業総収入					
外部顧客に対する 営業総収入	78,304	10,359	88,664	-	88,664
セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高	-	-	-	-	-
計	78,304	10,359	88,664	-	88,664
セグメント利益	3,702	10,314	14,016	-	14,016

(注)1.セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と一致しております。
2.「海外事業」は、台湾、アメリカ、韓国、タイ、中国等の事業活動を含んでおります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 3 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 3 月 1 日 至 平成26年 5 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	58.31	147.66
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	5,534	14,016
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	5,534	14,016
普通株式の期中平均株式数 (千株)	94,928	94,926

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(剰余金の配当)

平成26年 4 月18日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを次のとおり決議いたしました。

- 1 . 配当金の総額 4,841百万円
- 2 . 1 株当たり配当額 51円00銭
- 3 . 基準日 平成26年 2 月28日
- 4 . 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成26年 5 月 8 日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年7月2日

株式会社ファミリーマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永山 晴子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年3月1日から平成26年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年3月1日から平成26年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマート及び連結子会社の平成26年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。